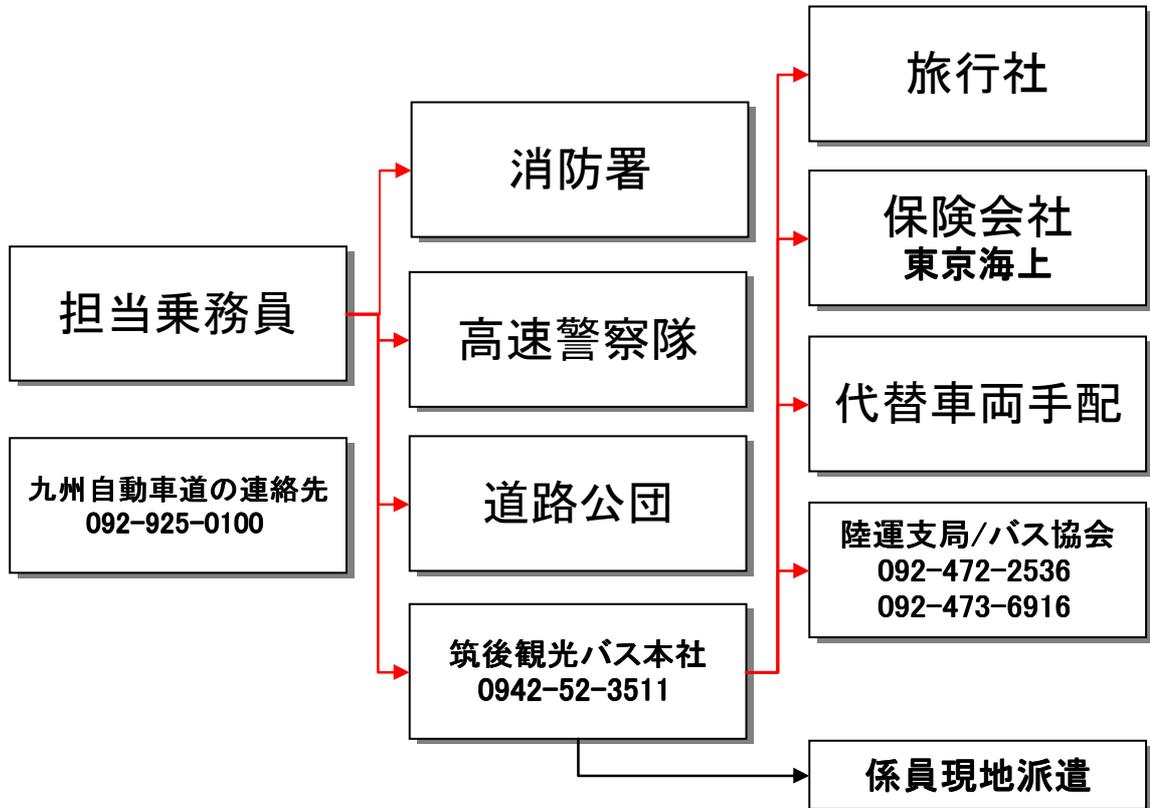


危機管理体制

緊急の場合の報告ルート

1. 高速道路における交通事故



2. 一般道路での交通事故(道路公団を除き1. に準ずる)

3. バスジャック等に対する対策

前照灯、ハザードランプの点灯等で外部へ知らせる

※ 万一、事故の場合はお客様の安全確保、救出と共に本社最高責任者、旅行会社の方の指示により行動・連絡するものとする

※ 乗務員は連絡用として必ず携帯電話を携帯する

(有) 筑後観光バス
電話 0942-52-3511